

○あま市移住支援事業補助金交付要綱

令和元年9月2日

告示第52号

改正 令和2年4月1日告示第82号

令和3年3月26日告示第53号

令和4年4月28日告示第85号

令和4年9月15日告示第126号

令和5年3月31日告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が行う移住支援事業と連携して市が実施するあま市移住支援事業に関し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が就業、テレワーク又は起業した場合に交付するあま市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30就促第362号愛知県知事通知。以下「実施要領」という。）並びにあま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1のうち移住等に関する要件を満たす者であって、就業する場合にあっては同表のうち就業（一般）又は就業（専門）に関する要件を、テレワークを行う場合にあっては同表のうちテレワークに関する要件を、起業する場合にあっては同表のうち起業に関する要件を満たすものとする。

2 世帯での交付を受けることができるものは、前項の要件に加え、別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の金額は、単身での移住の場合にあっては60万円と、世帯での移住の場合にあっては100万円とする。

2 18歳未満の者が同一世帯に帯同して移住する場合は、前項に規定する補助金の金額に18歳未満の者1人につき100万円を加える。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実施要領に規定する期間内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 就業する場合

- ア あま市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- イ 退職証明書（様式第2号。雇用保険の被保険者として東京都の特別区（以下「特別区」という。）に在勤していた者に限る。）
- ウ 就業証明書（様式第3号）
- エ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

(2) テレワークを行う場合

- ア 申請書
- イ 就業証明書（様式第3号の2）
- ウ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

(3) 起業する場合

- ア 申請書
- イ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定通知の写し
- ウ 本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し  
(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、あま市移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。  
(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、前条の規定により通知を受けたときは、あま市移住支援事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
(住所等の届出)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請日（以下「申請日」という。）から起算して1年、3年及び5年を経過した時点における申請書の記載内容に係る変更の有無及び内容について、あま市移住支援事業補助金住所・勤務地等届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じること

が判明したときは、速やかに前項の届出書により市長に届け出なければならない。

- 3 補助金の交付を受けた者が就業した法人等は、申請日から起算して1年を経過した時点における就業証明書（様式第3号）の記載内容に係る変更の有無及び内容について、あま市移住支援事業補助金住所・勤務地等届出書（就業先法人等用）（様式第7号）により市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、就業証明書（様式第3号）の記載内容に変更が生じたとき又は変更が生じることが判明したときは、速やかに前項の届出書により市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請日から3年未満に市から転出したとき。
- (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消されたとき。

- 2 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、申請日から3年以上5年以内の間に市から転出したときは、交付決定の一部を取り消し、又は既に交付した補助金の半額について返還を命ずることができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

#### 附 則（令和2年告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年告示第85号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年告示第126号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のおま市移住支援事業補助金交付要綱第3条の規定は、令和5年4月1日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

要件の種別	要件の内容	備考
移住等に関する要件	市へ転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、特別区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として特別区に在勤していたこと。	いずれにも該当
	市へ転入する直前に、連続して1年以上、特別区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、特別区への通勤をしていたこと（特別区への通勤の期間については、市に転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。	
	東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、特別区内の大学等へ進学し、特別区内の企業等へ就職した者に	

	については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする。	
移住先に関する要件	申請日において、市に転入した日から3か月を経過しており、1年を経過していないこと。 申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有すること。	いずれにも該当
その他の要件	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうちいずれかの在留資格を有する者であること。 その他市長が不適当と認める者でないこと。	いずれにも該当
就業（一般）に関する要件	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。 市への転入日時点で満50歳以下であること。 移住支援事業を実施する都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人による就業であって、当該求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象として当該求人が掲載された日以後であること。 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。 就業する法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 転勤等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。	いずれにも該当
就業（専門）に関する要件	内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的 人材マッチング事業を利用していること。	いずれにも該当

	<p>勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域で当であること。</p> <p>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>就業する法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>転勤等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。</p>	
テレワークに関する要件	<p>所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該申請者へ資金提供されていないこと。</p> <p>所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。</p>	いずれにも該当
起業に関する要件	あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金の交付決定を、申請日において1年以内に受けていること。	一

別表第2（第2条関係）

要件の種別	要件の内容	備考
世帯に関する要件	申請者を含む2人以上の世帯員（以下「申請者等」という。）が、移住元において同一世帯に属していたこと。	いずれにも該当
	申請者等が、申請日において同一世帯に属していること。	
	申請者等が、申請日において市へ転入した日から3か月を経過しており、1年を経過していないこと。	
	申請者を含む世帯全員が暴力団員等でないこと。	

様式第1号(第4条関係)

あま市長 様

年 月 日

あま市移住支援事業補助金交付申請書

あま市移住支援事業補助金交付要綱第4条に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ				性別	生年月日(西暦)	
氏名					年 月 日	
住所	〒			電話番号		
メールアドレス (任意)						

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数 (1の申請者は含まない。)	人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 (申請者の配偶者を除く。)	人

転入日(西暦)	年 月 日		転入日時点の 満年齢	歳
補助金 の種類		就業(一般)		就業(専門)
		テレワーク		起業
	就業(一般)の場合は申請対象となる求人管理番号			

3-1 就業先の法人等、勤務地(就業場所)の内容(2で補助金の種類が就業に該当する場合のみ記入してください。)

就業先の法人等名			
勤務地の住所			

3-2 所属先の内容(2で補助金の種類がテレワークに該当する場合のみ記入してください。)

所属先の名称										
所属先の住所										
所属先へ行く頻度	週	・	月	・	年	回程度	/	行くことはない	/	その他( )

3-3 起業の内容(2で補助金の種類が起業に該当する場合のみ記入してください。)

起業形態 (いずれかに○)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

<裏面に続く>

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。) \*

別紙1「あま市移住支援事業補助金の交付申請に係る誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「あま市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
今回の移住に関する国又は県による他の助成金の受給(予定を含む。)の有無について	A. なし	B. あり
申請日から5年以上継続してあま市に居住する意思の有無について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業(一般)の場合のみ記載) 転入日時点の満年齢について	A. 50歳以下	B. 51歳以上
(就業(一般)の場合のみ記載) 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) あま市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

\* 各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

5 転出元での住所(直近5年間の住所を最終の住所から順に記載してください。)

期 間	住 所

6 転出元での状況(該当する欄に○を付けてください。)

特別区	在住者	在勤者

7 特別区への在勤履歴(上記6で転出元での状況が在勤者に該当する場合のみ記入してください。)

期間	就業先(又は通学先)	就業地(又は通学地)

注1 市へ転入する3か月前の時点で、特別区に連続して5年以上在勤していることが確認できる履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書(様式第2号)を添付してください。

注2 特別区への在勤後、移住前に特別区以外での在勤履歴があれば記入してください。特別区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象なりません。

注3 通学期間を合算する場合は、特別区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

8 アンケート(該当する欄に○を付けてください。テレワーク、起業の場合は「1」のみご回答ください。)

1 補助金が移住の後押しになりましたか	後押しになった	後押しにならなかった
2 補助金が対象企業を選んだ後押しになりましたか	後押しになった	後押しにならなかった
3 求人情報について、どちらから情報を得ましたか	① あいちUIJターン支援センターホームページ	② バイトルNEXT、スタンバイのいづれか
	③ ①②以外のWEBサイト(サイト名: )	④ ハローワーク
	⑤ ④以外の職業紹介所	⑥ その他求人情報網等(媒体名: )

整理番号(あま市使用欄)	問合せシート:	申請状況シート:
--------------	---------	----------

別紙1

あま市移住支援事業補助金の交付申請に係る誓約事項

- 1 あま市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県から求められたときには、これに応じます。
- 2 以下の場合には、あま市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき：全額
  - (2) 申請日から3年未満にあま市から転出したとき：全額
  - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき：全額
  - (4) 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消されたとき：全額
  - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内にあま市から転出したとき：半額

別紙 2

あま市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

あま市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、愛知県及びあま市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

\_\_\_\_\_様

所在地  
事業者名  
代表者氏名  
電話番号  
担当者

退職証明書

以下により、あなたが当社を退職したことを証明します。

雇用期間（西暦）

年　月　日　から　　年　月　日　まで

〔内訳〕

使用期間 ※日付の新しいものから記載 (うち雇用保険の被保険者であった期間)	勤務地の住所 ※市区町村名
年　月　日　～　年　月　日 (　　年　月　日　～　年　月　日)	
年　月　日　～　年　月　日 (　　年　月　日　～　年　月　日)	
年　月　日　～　年　月　日 (　　年　月　日　～　年　月　日)	

※行が不足する場合は適宜追加してください。

様式第3号（第4条、第7条関係）

年　月　日

あま市長様

所在地  
事業者名  
代表者氏名  
電話番号  
担当者

就業証明書（あま市移住支援事業補助金の申請書用）（就業）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先住所	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号（※1、2）	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（※1）	3親等以内の親族に該当しない
就業（専門）の場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※1 移住支援金の種類が「就業（一般）」の場合のみ記入すること。

※2 他の都道府県が運営するマッチングサイトに掲載する対象求人に就業した場合は、その都道府県名も記入してください。

様式第3号の2（第4条、第7条関係）

年　月　日

あま市長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名  
電話番号  
担当者

就業証明書（あま市移住支援事業補助金の申請書用）（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

あま市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛知県及びあま市の求めに応じて、愛知県及びあま市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

あま市長

印

あま市移住支援事業補助金交付決定通知書

あま市移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり移住支援金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

金 円

(支給決定に係る条件)

- 1 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額について返還を命ずるものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 申請日から3年未満に市から転出したとき。
  - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
  - (4) 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消されたとき。
- 3 補助金の交付決定を受けた者が申請日から3年以上5年以内の間に市から転出したときは、交付決定の一部を取り消し、又は既に交付した補助金の半額について返還を命ずるものとする。

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

あま市長 様

(請求者) 住所

氏名

あま市移住支援事業補助金請求書

年　月　日付けで支給決定のあったあま市移住支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

下記の口座へ振込をお願いします。

金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
口座種類	普通	・ 当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	

注：口座名義は申請者本人の名義に限る。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

あま市長様

現住所

氏名

あま市移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書

あま市移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告<sup>\*</sup>　・　転居　・　離職　・　転勤　・　会社名等の変更　・　その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること	第1回提出：補助金を申請した日から起算して1年経過時点
	第2回提出：〃 3年経過時点
	第3回提出：〃 5年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし　・　変更あり<sup>\*</sup>　※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

△		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年　月　日			
勤務先	変更前				
	変更後	年　月　日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

世帯全員の住民票の写し（転居の場合）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職の場合）、辞令（転勤の場合）、その他届出内容が確認できる書類

年 月 日

あま市長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名  
電話番号  
担当者

## あま市移住支援事業補助金住居・勤務地等届出書（就業先法人等用）

あま市移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

## 1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※ ・ 転居 ・ 離職 ・ 転勤 ・ 会社名等の変更 ・ その他（ ）

※定期報告は、補助金を申請した日から起算して1年経過後、速やかに提出すること

## 2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

## 3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

世帯全員の住民票の写し（転居の場合）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職の場合）、辞令（転勤の場合）、その他届出内容が確認できる書類

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条、第7条関係）

様式第3号の2（第4条、第7条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）